

地域の遺産をとらえる

—北海道道東地方の事例から—

石 村 智

はじめに

日本各地で継承されてきた自然や文化を、地域の遺産としてとらえ、保護していこうという動きが近年さかんになってきている。とりわけ2007年の「歴史文化基本構想」の提唱や、2008年の「歴史的風致の維持向上に関する法律（歴史まちづくり法）」の制定、2015年の「日本遺産」事業の開始などが、そうした動きを進めるうえで一定の役割を果たしてきた¹⁾。また世界遺産の推薦プロセスにおいて、暫定一覧表に記載する物件について、2006年と2007年に地方公共団体から提案された物件から選定をおこなったことも、地域の遺産に注目が集まる契機となったと考えられる。

そして2019年に改正された文化財保護法では、これまで以上に地方が主体となって文化財保護を担っていくことをうながす方向性が示された。具体的には、都道府県が地域の文化財を保存・活用するための「文化財保護活用大綱」を策定し、それに沿って市町村が「文化財保存活用地域計画」を作成し、国の認定を申請できるようになった。さらに文化財の所有者・管理団体は「保存活用計画」を作成し、国の認定を申請することができるようになった。さらに市町村は民間団体等を「文化財保存活用支援団体」として指定し、文化財の保存・活用に資する業務の一部を委託することが可能になった。この法改正によって文化財保護の主体が、国から地方へ、官から民へと、広がっていくことが期待されている。

地域の遺産をとらえようとするこうした動きは、基本的には好ましい傾向であると筆者は考えている。それは、地域の遺産は地域ごとに多様であり、それをきめ細かく保護していくには、地域が主体的な役割を果たすことが望ましいと考えるからである。また地域には、国による文化財保護法や、おおむねそれに準拠する形で制定された地方公共団体による文化財保護条例によって指定等の保護の措置がとられている遺産のみならず、そうした従来の指定制度では対象とすることが難しい遺産（例えば食文化など生活に関連したもの）も多く存在する。そうした未指定の遺産についても、地域の実情に即した形で、遺産として位置づけ、保存・活用の対象としていくことができるようになると考えられるからだ。

しかしこうした制度面において地域の遺産をとらえる道筋がつけられたとしても、仮に地方公共団体によって作成された保存・活用の計画が、地域住民の意思や意向と乖離したものであったなら、それは望ましい結果とはならないだろう。適切な形で地域の遺産をとらえるためには、やはりその方法論が必要となる。しかし地域の遺産のありかたは地域ごとに多様であり、また地域ごとに歴史的・社会的な事情があるため、すべての地域において適用可能な方法論を作り出すことは難しいと考える。

しかしそれでも、いくつかの事例を検討していくことで、成功例・失敗例を含めた参照事例を積み重ねていくことは可能であると考え。そこで本論では、筆者が実際にかかわりを持った経験がある、北海道道東地方における地域の遺産をとらえる取り組みの事例についておもに紹介し、検討を加えることとしたい。

1. 地域の遺産をとらえる様々なアプローチ

地域の遺産をとらえるアプローチは、地域によって多様である。その主体も、地方公共団体が主導するものから民間団体が主導するものまで様々である。

ここでは北海道道東地方の事例を検討する前に、地域の遺産をとらえるアプローチとしての、いわゆる地域遺産の構想を实践している三つの事例について概観することとしたい。

いわゆる地域遺産の構想の中でも老舗的存在である「北海道遺産」の取り組みは、もともと1997年に北海道知事によって「北の世界遺産構想」が提唱されたのを契機に、官と民によるプロジェクトチームが発足し、2001年に民間組織「北海道遺産構想推進協議会」が設立され、事業が進められてきた。現在では「特定非営利活動法人北海道遺産協議会」が事業を進めており、67件の北海道遺産を選定し、それを活用した地域開発や観光開発が進められている²⁾。

北海道遺産に選定された物件には、「五稜郭と箱館戦争の遺構」のように国の特別史跡「五稜郭」を含むものもあれば、「ニッカウキスキー余市蒸溜所」のように国の登録有形文化財および経済産業省による近代化産業遺産を含むものもある。また「アイヌ文様」や「アイヌ口承文芸」のような無形の要素や、「宗谷丘陵の周氷河地形」のような自然の要素、さらには「北海道のラーメン」や「ジンギスカン」といった食文化も選定されている。このように従来文化財保護法による文化財等の枠組みを超えて、様々な要素を遺産として選定するアプローチは、地域の遺産のとらえ方としては画期的なものであったと評価できる。

遺産の選定にあたっては、まず1999年に第一回の公募がおこなわれ、2001年に応募総数約16,000件の中から25件が選定された。その後、2004年に第二回、2018年に第三回の選定がおこなわれ、現在67件の遺産が選定されている。

2007年に始まった岩手県遠野市の「遠野遺産」も、比較的早い段階から実施されてきた取り組みである。この遠野遺産の認定制度は、遠野遺産認定条例に基づき、遠野市の遠野文化研究センター文化課が事務局となって事業をおこなっており、地方公共団体が主体的な役割を果たしている。しかしその認定のプロセスにおいては地域住民が主体的に参加するようになっている。遠野遺産は毎年公募がおこなわれているが、遺産候補を推薦することができるのは、それを保護・活用する団体であることが条件となっている。団体から推薦された遺産候補は、市民の代表者で構成される遠野遺産認定調査委員会による調査をへて、認定にいたる。2007年から毎年、遺産の認定がおこなわれ、これまで計159件が遠野遺産として認定されている³⁾。

遠野遺産に認定されたものには、「遠野七観音」や「山口の水車小屋」といった有形の遺産、「遠野南部ばやし」や「遠野太神楽」といった無形の遺産、さらに「カッパ淵～蓮池川水域」のように民話

と関連した景観のように有形と無形の要素が複合した遺産などが含まれている。遠野遺産も、有形、無形といった文化財の枠組みを超えて認定がおこなわれているものの、食文化のような要素はこれまで認定されていない。それは遺産の推薦をおこなうことができるのがそれを保護・活用する団体に限られていることに関係すると考えられる。

「奄美遺産」の取り組みもまた、地域の遺産を有形／無形、自然／文化の区分を横断するものとして注目すべきものである。そしてこの取り組みは、文化庁が公募した「文化財総合把握モデル事業」に宇検村・伊仙町・奄美市の3市町村が共同で応募し、三か年にわたって調査研究をおこない、その成果として2011年に「歴史文化基本構想」として策定したものである⁴⁾。

奄美遺産は、いくつかの構成資産を組み合わせることによってひとつのストーリーが構成されるという形をとる。例えば、「島の暮らし・心を伝える島の唄と踊り」というストーリーには、「佐仁の八月踊り」や「用の八月踊り」といった祭礼が構成要素として挙げられているのに加え、奄美の文化を代表する「シマ唄」もその構成要素となっている。また「シマンチュの精神を伝える「ケンムン」伝承」というストーリーには、奄美の民話や怪談に登場する妖怪「ケンムン」が構成要素となっているが、こうした妖怪のような、これまでの文化財の枠組みでは捉えられることのなかった要素を文化遺産の構成要素として扱っている点が興味深い。

実はこの奄美遺産の取り組みの推進に尽力した中山清美氏（奄美博物館前館長・故人）は、この取り組みに先立って、地域住民をつのって「ケンムンの会」という取り組みをおこなっていた。これはケンムンに関する民話や目撃談を収集する会であると同時に、ケンムンの出現する地点を地図上にプロットし、それがいわゆる集落（里）とその外（山・海）の境界領域に集中するという指摘をしていた。こうした取り組みがひとつのヒントとなって、さまざまな文化遺産の要素を面的に、景観の構成要素として把握するという着想を得たのだという（中山氏からのご教示による）。

奄美遺産は、ボトムアップ型の遺産の把握も目指している。奄美遺産の認定にあたっては、市町村などの地方公共団体がおこなうだけでなく、地域住民やNPOなど様々な主体からも遺産候補の推薦も受け付けている。その上で、各市町村から集約した情報をもとに、「奄美文化財保護対策連絡協議会」において、奄美遺産としてのストーリー化を検討し、奄美群島内においてその情報の共有をはかる。さらに各市町村・大島支庁・県教育委員会・有識者からなる「奄美遺産審査委員会」において審査をおこない、奄美遺産としての認定をおこなうという手続きを経る。最終的に市町村単位ではなく奄美群島単位で奄美遺産の認定をおこなうというのは、例えば「シマ唄」や「ケンムン」のように、市町村をまたいで奄美群島内に広く存在する構成要素が数多く存在するからである。

奄美遺産の取り組みで注目されるのは、文化庁の取り組みである歴史文化基本構想との連携を当初より構想していた点である。また市町村と県の連携を志向している点については、2019年に改正された文化財保護法における、市町村の「文化財保存活用地域計画」と都道府県の「文化財保護活用大綱」との連携の仕組みを先取りしているといえる。さらに複数の構成要素をひとつのストーリーでとらえるという遺産の把握の形も、本論で後に詳述する、2015年に始まった文化庁による取り組みである「日本遺産」の仕組みを先取りしたものといえる。こうした点において、奄美遺産の取り組みは、地域の遺産をとらえるアプローチとしては先駆的なものであったと評価できるだろう⁵⁾。

2. 道東の地域遺産

地域の遺産をとらえる具体的な実践例として本論では、北海道道東地方の事例を検討することとしたい。

道東地方は、北海道の東部地方を指す地域区分のひとつであり、オホーツク総合振興局、十勝総合振興局、釧路総合振興局、根室振興局の管区に相当する。この地方には、世界自然遺産に登録されている「知床」が所在し、雄大な自然が貴重な観光資源となっている。

一方でこの地域には先史時代から綿々とつながる歴史も存在する。特に3世紀頃から9世紀頃にかけては、この地方にオホーツク人と呼ばれる独自の文化を持った民族が到来し、おもに海岸部に定住した。彼らは、すでにこの地域に定住していた擦文文化の人々としばらく共存していたが、10世紀頃には擦文文化の影響を受けて、トビニタイ文化と呼ばれる文化様式に移行した。13世紀頃になると、擦文文化とトビニタイ文化の両方を巻き込んだ文化変容が起こり、いわゆるアイヌ文化が成立したと考えられている⁶⁾。

このトビニタイ文化の代表的な遺跡が、標津町に所在する標津遺跡群のうちの伊茶仁カリカリウス遺跡である⁷⁾。この遺跡では2500あまりの竪穴住居の痕跡が確認され、このうち700がトビニタイ文化の時期のものと推定されており、大規模な集落跡であったと考えられる。なお北海道では先史時代の竪穴住居の痕跡が、今日でも地表上のくぼみとして残されていることが多い。これは、寒冷な気候のため腐植土の堆積がゆるやかなため、完全に埋没することなく残ることが多いからである。

こうした遺跡の特徴から、北海道・北見市・標津町は2007年に共同で、標津遺跡群と北見市の常呂遺跡を「北海道東部の窪みで残る大規模竪穴住居跡群」として、世界遺産暫定一覧表記載資産候補の提案書を文化庁に提出した。

それを受けて文化庁は2008年に、この案件を「世界遺産暫定一覧表候補の文化資産」の「カテゴリーⅡ」として位置づけた。カテゴリーⅡは、「今回の提案内容をもとに世界遺産を目指す限りにおいては、現在のイコモスや世界遺産委員会の審査傾向の下では、顕著な普遍的価値を証明することが難しいため、主題の再整理や構成資産の組み換え、更なる比較研究等が必要と考えられる資産である。」と評価された案件であり、残念ながら世界遺産登録への道のりとしては厳しいものとなってしまった。

しかし世界遺産登録の動きとは別に、標津遺跡群は地域の文化遺産として長年にわたって保存・活用されてきた。伊茶仁カリカリウス遺跡は1979年に国指定史跡となり、遺跡の前面に広がる国指定天然記念物の標津湿原とともに、ポー川史跡自然公園として整備され、標津町教育委員会によって管理されている。ポー川史跡自然公園では、毎年6月に「しべつ縄文祭り」が開催され、市民向けに丸太切り体験やカヌー体験、園内スタンプラリーなどのイベントがおこなわれている。

また2009年からは、毎年6月に伊茶仁カリカリウス遺跡において、標津アイヌ協会が主催する「標津イチャルパ」が開催されている。イチャルパとはアイヌの慰霊祭のことで、このイチャルパは、アイヌの和人に対する抵抗運動のひとつである1789年のクナシリ・メナシの戦いで処刑された23人のアイヌを供養するためのものである。儀式では、前半で御神酒を神に捧げるカムイノミがおこなわれ、

後半では亡くなった人を供養するイチャルパが行われ、最後に歌と踊りであるウポポとリムセがおこなわれる。このイチャルパは、アイヌだけでなく一般の市民も自由に見学することができる⁸⁾。

3. 標津町における地域住民への聞き取り調査

2015年より筆者は、この標津町において地域住民を対象とした、環境保全と文化財保護の意識と実践に関する社会人類学的調査を継続的に実施してきた。調査は2014～2016年度科学研究費「文化資源としての景観を巡るポリティックス」（研究代表者：大西秀之）および2017～2019年度科学研究費「地域共有の文化資源としてのアイヌ文化の歴史遺産」（研究代表者：大西秀之）による調査の一環として実施され、聞き取り調査には同志社女子大学現代社会学部社会システム学科社会調査ゼミ所属の学生が参加し、これまで4回（2015年9月、2016年9月、2017年9月、2019年9月）にわたる調査で延べ79名の学生が参加した。そして延べ80名の標津町の地域住民を対象とした聞き取り調査を実施した。なお調査にあたっては、標津町教育委員会の小野哲也氏の全面的な協力を得た。

聞き取り調査では、以下のような質問項目を用意した。ただし聞き取り調査の流れによっては、必ずしもすべての項目に対して質問をおこなったわけではない。

- ・調査対象者の個人情報
- ・調査対象者とその家族の居住歴
- ・自然環境の変化
- ・生活の変化
- ・集落や住居の場所など（集落の周辺景観の復元）
- ・田畑・漁場・放牧地の場所など（集落の周辺景観の復元）
- ・野生動物（クマ・シカなど）との遭遇の場所など（集落の周辺景観の復元）
- ・標津の自然で「誇るべき」「守るべき」ものは何か？
- ・標津の歴史・文化で「誇るべき」「守るべき」ものは何か？
- ・アイヌ文化に関して
- ・その他

この調査の成果については別途、報告書を刊行しているため⁹⁾ここでは詳細については割愛し、以下では本論に関連する部分のみ言及することとしたい。

調査の結果、地域住民の多くが標津遺跡群の存在を知っており、そこでおこなわれているしべつ縄文祭りや標津イチャルパのことも認識していた。ただし住民によってその理解の程度には差があり、そうした遺跡でおこなわれている活動に市民として積極的に参加している人がいる一方で、ほとんど遺跡に足を運んだことがない人もいた。

またアイヌ文化についても、その知識の程度にはかなりの個人差があった。アイヌ文化について知識や関心を多く持つ人がいる一方で、ほとんど関りがなく「知らない」と語る人もいた。ただし、アイヌの問題は今日においてもきわめてデリケートなものであり、あえてアイヌの問題について語りたくない人が「知らない」と答えていた可能性も考慮すべきである。

さらに標津の自然で「誇るべき」「守るべき」ものは何か、という質問に関しては、豊かな自然環境と天然資源、特に標津町の重要な資源となっているサケ（鮭）を挙げる人が多かった。一方で、歴史・文化で「誇るべき」「守るべき」ものは何か、という質問に関しては、人と人とのつながりなど現在の生活文化を挙げる人がいたものの、標津遺跡群などの文化財やアイヌ文化を挙げる人は少数であった。このことは、和人すなわち内地からの移住者にルーツを持つ住民が多数であるために、考古学遺跡やアイヌ文化に対して、自分たちのルーツとは別のものとしてとらえ、自分たちのアイデンティティの構成要素となっていない可能性があることが指摘できる。

また地域住民の中には、アイヌにルーツを持つ人が一定数いると考えられるものの、そうした人が自らのルーツと関連付けて考古学遺跡やアイヌ文化を「誇るべき」「守るべき」ものとして言及するのを聞くことはほとんどなかった¹⁰⁾。これは前に指摘した通り、アイヌの問題は今日においてもデリケートなものであることが影響している可能性が考えられる。

4. 日本遺産「『鮭の聖地』の物語」への登録

前述の通り標津町では、標津遺跡群の世界遺産登録を目指した取り組みを進めてきたが、文化庁によって世界遺産暫定一覧表候補の文化資産のカテゴリーⅡと位置付けられ、その道のりは遠いものと評価された。それを受けて標津町は、2017年より標津遺跡群を日本遺産の枠組みで活用する道の模索を始めた。

日本遺産は2015年に始まった文化庁の取り組みであり、地域の有形・無形の文化財を、地域が主体となって整備活用し、国内外へ発信することで地域活性化を図ることを目的としたものである。そしてその特色は、個々の文化財を個別に評価し認定するのではなく、地域に点在する複数の文化財をひとつのストーリーによって「面的」に把握し、活用することにある。

日本遺産の認定にあたっては、自治体から候補を募集し、その中から有識者で構成される「日本遺産審査委員会」の審査結果を踏まえて文化庁が認定をするという手続きがとられる。当初は2020年の東京オリンピック・パラリンピックまでに100件程度の認定をおこなう方針であったが、現在までにあわせて104件の遺産が認定されている。

また認定にあたっては、歴史文化基本構想を制定している自治体、もしくは世界遺産暫定一覧表候補の文化資産を有する自治体の申請を、優先的に評価するという方針が示されている。これは、世界遺産暫定一覧表候補とされたものの現実的に世界遺産登録への道のりが厳しい物件に対する、一種の救済措置と評価することもできるだろう。

標津町は、世界遺産暫定一覧表候補「北海道東部の窪みで残る大規模竪穴住居跡群」の構成要素である標津遺跡群を有しているため、日本遺産の認定においては優先的に評価される条件を満たしていた。そこで標津遺跡群を中心とした日本遺産のストーリーの策定を、標津町教育委員会の小野哲也氏が中心となって進めることとなった。また申請にあたっては標津町だけでなく、周辺の根室市、別海町、羅臼町を含めたシリアル型とすることとした。

しかしストーリーを策定する中で課題となったのは、標津遺跡群という考古学遺跡が地域の文化

財・文化遺産として十分認知されていないということであった。私たちがおこなった地域住民への聞き取り調査でも明らかのように、一定数の地域住民は考古学遺跡やアイヌ文化に関心を持つものの、それが地域住民のアイデンティティの構成要素とはなっていないのが現実であった。

そこでストーリーの中心として位置づけられたのが「サケ」であった。サケは先史時代よりこの地域において重要な食料資源として利用されており、とりわけアイヌ文化においては最も重視される資源のひとつであり、アイヌの伝承では「知床の沖にいるカムイからの贈り物」とされていた。また江戸時代にこの地方に進出してきた和人たちもサケ漁を盛んにおこない、高級魚として将軍家に献上されたこともあったことが、現在別海町で保管されている『加賀家文書』に記されている。明治以降の入植者たちもサケ漁を盛んにおこない、一時は資源が枯渇する危機にも見舞われたが、戦後に人工ふ化事業が成功し、今日では標津町をはじめとするこの地方は日本で最もサケの漁獲量が多い地方となり、サケ漁は地域の主要産業になるにいたった。私たちがおこなった地域住民の聞き取り調査でも、地域の「誇るべき」「守るべき」ものとしてサケを挙げる人が多かった。

こうしたことから2018年に標津町、根室市、別海町、羅臼町は共同で日本遺産「『鮭の聖地』の物語」の推薦をおこなった。2019年度の審査では認定されなかったが、2020年の審査でついに認定を受けるにいたった¹¹⁾。

日本遺産「『鮭の聖地』の物語」には、標津遺跡群のひとつである伊茶仁カリカリウス遺跡（国指定史跡、標津町）をはじめ、根室半島チャシ跡群（国指定史跡、根室市）などの考古学遺跡、加賀家文書（町指定有形文化財、別海町）や旧開拓使別海缶詰所（町指定有形文化財、別海町）などの近世・近代の文化財、根室海峡沿岸の鮭・鱒遡上河川（未指定、標津町・根室市・別海町・羅臼町）や鮭とばを干す風景（未指定、標津町・根室市・別海町・羅臼町）などの自然環境や景観、山漬の製法（未指定、標津町・根室市・別海町・羅臼町）や鮭飯寿司の文化（未指定、標津町・根室市・別海町・羅臼町）などの食文化、さらには根釧パイロットファーム関連文化財群（未指定、別海町）や根釧台地の酪農建造物群（未指定、標津町・別海町）などの酪農関連資産が含まれている。

日本遺産「『鮭の聖地』の物語」が成功した要因のひとつは、サケがアイヌにとっても和人にとっても共通したアイデンティティの構成要素となりうる存在であったことだと考える。確かにサケをめぐるのは、かつてはアイヌと和人が対立した歴史もあった。一方で、今日親しまれている食文化のひとつである鮭とばは、もともとアイヌの食文化に由来するが（「とば」はアイヌ語の「トゥパ（サケを身おろしたものを更に縦に細かく切って乾かしたもの）」に由来するといわれている）、その後、和人に受け入れられ、現在では全国的に食されるようになったものである。そうした意味においてサケの文化は、アイヌと和人の両民族の共生のアイコンとしてもふさわしいものであったといえる。

5. 地域の遺産と民族の共生

1997年に「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律（アイヌ文化振興法）」が施行され、2007年に国連総会にて「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が採択されたことを受けて2008年に衆議院・参議院において「アイヌ民族を先住民族とすることを求

める決議」を全会一致で採択された。こうしたことを受けて2014年に「『民族共生の象徴となる空間』の整備及び管理運営に関する基本方針」が閣議決定され、2020年に白老町にウポポイ（民族共生象徴空間）および国立アイヌ民族博物館が開業した。

ウポポイおよび国立アイヌ民族博物館は、アイヌ文化を復興・創造・発展させる拠点であると同時に、将来に向けて先住民族の尊厳を尊重し、差別のない多様で豊かな文化を持つ活力ある社会を築いていくための象徴として位置づけられている。このことは、アイヌ文化を「過去の文化」として凍結保存をすることを意味するのではなく、今も生きている文化として発展させていくことを意味する。

そのことを端的に示すものとして筆者が印象的だったのが、国立アイヌ民族博物館のいくつかの展示であった。そのうちのひとつは、現代社会に生きるアイヌのプロフィールを記したパネルで、表面には人物のイラストとその職業名として「林業従事者」「俳優」「家具製作」「フェアトレード」などが書かれており、裏面には実在する個人のプロフィールが書かれている（なお「俳優」のプロフィールは宇梶剛士氏のものである）。アットゥシを着てクマの木彫りを彫っている人、というステロタイプのアイヌ像ではなく、現代社会を生きるアイヌの姿を示す上では、効果的な展示であると考えている。

現代社会における民族の共生という観点からみると、道東地方の日本遺産「『鮭の聖地』の物語」は、まさにその方向性にかなったものと評価することができる。すなわちアイヌと和人が共有できるストーリーとして地域の遺産を位置づけているからである。

その意味で、地域の遺産は民族の共生を実現するためのツールとして活用することができる可能性が高いと考える。とりわけ景観に関連した遺産は、その地域に住む人々に共有しやすい要素であるため、注目すべきであると考えている。なぜなら景観こそ最も地域に根差したものであり、地域から切り離すことのできない、地域の特色を示しうるものだからである。

アイヌが自分たちの身近にある景観を表す言葉に「イオル」という言葉がある¹²⁾。これは伝統的な生活空間を意味すると同時に、例えば狩場や漁場に関する知識、薬草や食用となる有用植物の分布に関する知識などの、景観に関連した（無形の文化遺産としての）伝統的知識をも含みうる有機的な概念である。文化遺産の概念に引き付けて考えると、これは文化的景観の概念に近いと考えられる。

さらにイオルは地域に根差したものであるから、その地域に住むアイヌ以外の人々（和人）も共有することが可能なものである。具体的には、道東地方においてはサケに関連した景観は、アイヌにとってのイオルであったが、その後移住してきた和人や、現代を生きる地域住民にとっても重要な生活空間であるという意味において、やはりイオルに相当するものであると考えられる。こうしたことからイオルの概念は、北海道の地域の遺産を把握するにあたって有効なものになりうる可能性がある。

なお、1996年に内閣官房長官の諮問機関「ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会」が出した報告書の中では、アイヌ文化の総合的な伝承を図るための「イオル（伝統的生活空間）の再生」が提言された。それから20年あまりを経た今日においては、イオルの再生はアイヌ文化の伝承を目的とするだけでなく、民族の共生を目的として取り組まれるべきものであると筆者は考える。

謝辞

本報告をまとめるにあたり、小野哲也氏（標津町教育委員会）、大西秀之氏（同志社女子大学）の

協力を得ました。謝して記します。

《注》

- 1) 山川志典・伊藤弘・武正憲「『地域遺産制度』の実態と成果」『ランドスケープ研究』80：537-540頁、2017年。
- 2) 北海道遺産協議会ウェブサイト (<https://www.hokkaidoisan.org/>)。
- 3) 岩手県遠野市公式ウェブサイト (<https://www.city.tono.iwate.jp/index.cfm/48,13258,303.html>)。
- 4) 宇検村・伊仙町・奄美市教育委員会『「奄美遺産」の取り組み』、2011年。
- 5) 石村 智「『複合遺産』としての奄美—文化的景観を媒介とした自然・文化遺産の保全」『奈良文化財研究所紀要』2012：16-17頁、2012年。大西秀之「文化財ポリティックスとしての景観価値—奄美群島における世界遺産登録推進と現地の景観認識」河合洋尚編『景観人類学—身体・政治・マテリアリティ』時潮社、2016年。
- 6) 大西秀之『トビニタイ文化からのアイヌ文化史』同成社、2009年。
- 7) 梶田光明『北方古代文化の邂逅—カリカリウス遺跡』新泉社、2014年。
- 8) なお2020年より数年を目途に、しべつ縄文まつり、標津イチャルパともに、より地域の特徴や思いを反映させた事業に転換させるため、積極的休止措置をとっている。
- 9) 大西秀之編『北海道標津調査第一次報告書』同志社女子大学、2016年。大西秀之編『北海道標津調査第二次報告書』同志社女子大学、2017年。大西秀之編『北海道標津調査第三次報告書』同志社女子大学、2018年。大西秀之編『北海道標津調査第四次報告書』同志社女子大学、2020年。ただし上記の報告書は調査対象者の個人情報を含んでいるため、関係者間のみ配布をおこなった他、標津町教育委員会にて閲覧できる。
- 10) 聞き取りをおこなった地域住民の中で、自らのルーツについてアイヌとの関係を示唆した人は皆無ではなかったが、ごく少数であった。しかし例えば出身地を「〇〇県」と回答した人の中にも、両親や祖先の中にアイヌがいる人が含まれている可能性はある。地域住民のある人は「標津にはアイヌも一定数いると思うが、公に言及するのはタブーである。仮に自分がそうだとしなくても言わない」と証言した。
- 11) 日本遺産ポータルサイト (<https://japan-heritage.bunka.go.jp/ja/stories/story084/index.html>)。
- 12) 「イオル」の概念を初めて学問の対象として取り上げたのは、1951年から1953年にかけて「アイヌ民族総合調査」に携わった泉靖一であり、以下の論文にその概念が示されている。泉靖一「沙流アイヌの地縁集団におけるIWOR」『民族学研究』16：213-229頁、1952年。なお筆者は、国立民族学博物館共同研究「沙流川調査を中心とする泉靖一資料の再検討」(2019-2021年度)において、国立民族学博物館に所蔵されている泉靖一アーカイブの調査に携わり、泉が理論化をはかったイオル概念の再評価を目指している。

Looking at Regional Heritage: Case Study of an Example from Eastern Hokkaido

ISHIMURA Tomo

Recently there is a movement to look at and protect, as heritage of a region, nature and culture that have been transmitted throughout Japan. The present paper deals with an example from east Hokkaido as one of such case studies and discusses its issues and future.

Four autonomous bodies of east Hokkaido (Shibetsu-cho, Nemuro-shi, Bekkai-cho, and Rausu-cho) jointly nominated the “Story of the ‘Holy Land of Salmon’” to Japan Heritage in 2020. With “salmon” as common concept, this heritage includes the culture of both Ainu and Japanese people as its element. The attempt is deeply significant in that it aims to look at common heritage of the region which the Ainu and Japanese can share. There is possibility that heritage of a region can be employed as a tool to realize harmonious existence of people of different ethnic groups.